

使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

届出者

郵便番号 (-) 電話番号 (- -)

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第 11 条（第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 31 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の別	() ば い 煙 発 生 施 設 () 揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設 () 一 般 粉 じ ん 発 生 施 設 () 特 定 粉 じ ん 発 生 施 設 () 水 銀 排 出 施 設	※整理番号	
工場又は事業場の名称		※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地		※施設番号	
施 設 の 種 類			
施 設 の 設 置 場 所		※備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。